

令和4年度

第2回定例農業委員会会議録

令和4年5月20日 開催

令和4年5月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和4年度 第2回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第6号

令和4年度 第2回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和4年5月13日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和4年5月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和4年5月20日 午前9時00分

閉会 令和4年5月20日 午前10時10分 (会期1日)

第1日目(5月20日) 出席委員 15名

1番 中添 文彦

2番 谷本 利信 9番 井脇 弘幸 16番 渡辺 玲子

3番 三好 直樹 10番 長尾 清 17番 大野 政則

4番 國重 義廣 11番 川西 正廣 18番 藤重 英子

12番 藤滝 健造 19番 丸尾 説男

13番 三好 満

7番 佐藤 裕子 14番 三好 光春

農地利用最適化推進委員 15名参加

昭和1 富野 正行、 昭和1 藤川 清徳、 昭和2 大野 均、 昭和2 植田 明美  
陶 福家 重夫、 陶 大芝 博信、 、 陶 原 拓也

滝宮1 津村 剛志、 滝宮2 松内 利和、 羽床1 宮本 清信、  
粉所 石丸 勝彦、 西分 岡田 行夫、 山田1 山口 守  
羽床上 泉谷 幸一、 羽床上 岡田 幸彦

議事録署名委員 9番 井脇 弘幸 委員、 10番 長尾 清 委員

欠席 5番 森 健人 委員、6番 福家 範行 委員、8番 笹川 武義 委員  
15番 滝川 廣男 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 課長補佐 亀山 和成 主任主事 岩部 有起  
主査 三好 勇太

傍聴人 0人

## 議事日程

令和 4 年 5 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 7 議案第 5 号 農地中間管理事業法第 19 条の 2【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 8 議案第 6 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 9 議案第 7 号 令和 3 年度の点検・評価及び令和 4 年度の目標の設定について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 4 年 5 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和 4 年度第 2 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶申し上げます。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6 番 福家範行委員、8 番 笹川武義委員、の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、9 番 井脇弘幸委員、10 番 長尾清委員を指名します。

議長


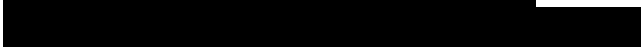
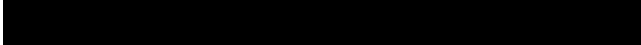
本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について説明致します。今月は 2 件です。

議案第 1 号-1

地 図：   
権利等： 所有権移転 無償譲渡

申請地：   
譲渡人：   
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、経緯は不明であります。申請地は平成 2 年に分筆及び条件付所有権移転仮登記がなされており、令和 4 年 3 月に権利放棄により仮登記が抹消されまし

た。隣接地 [REDACTED] の法面部分にあたり、単独での利用が不可能なことから、隣接地の所有者で親戚でもある譲受人との間で譲渡の相談がまとまり、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、すべて所有地で 11,853 m<sup>2</sup>あります。また、本申請により取得する農地が 56 m<sup>2</sup>で、これらの面積を合計すると 11,909 m<sup>2</sup>であり、下限面積を超えております。現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、隣接の併用地 [REDACTED] において水稻を予定しており、申請地は併用地の法面として管理を行うこととしています。

譲受人の農作業歴としては、65 年、農作業の従事日数は、270 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台を所有しています。また、今まで通り水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 500m、徒歩で 4 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

#### 議案第 1 号-2

地 図： [REDACTED]

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： 申請に至った理由ですが、申請地は長期に渡り譲受人が借り受けて耕作しており、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、譲受人との間で売買の相談がまとまり、申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、所有地が 9,115 m<sup>2</sup>、また、本申請により取得する農地が 1,807 m<sup>2</sup>で、これらの面積を合計すると 10,922 m<sup>2</sup>であり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻を予定しております。

譲受人の農作業歴としては、20 年、農作業の従事日数は、360 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、田植機1台、軽トラック2台、農舎 100 m<sup>2</sup>を所有しています。また、今まで通り水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は自宅から 100m未満、徒歩で 1 分未満と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について、事務局より説明を願います。

事務局

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。今回は4件です。

議案第2号-1

地図・図面：

申請地：

地種： 第3種農地（用途地域：第二種低層住居専用地域）

併用地： なし

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅2階建1棟177.23㎡、住宅2階建1棟150.30㎡

申請事由： 共同住宅

説明：【理由】 申請人は、XXXXXXXXXXに住む会社員の方です。近年のパンデミックや老後資金問題などを受け将来的な金銭面に不安を覚え、共同住宅を建築することで長期的な安定収入を確保し今後に向けての金銭面の安定を図ることを計画しました。申請地は、幹線道路に近接し駅・店舗・医療機関等が整備された生活環境に優れた立地環境であることから選定され、土地所有者との間で話が整ったため本申請に至ったものです。

【資金】 土地代 1,200万円 造成費 2,200万円、建築費 9,900万円  
自己資金 0万円、借入金 13,300万円

【期間】 令和4年7月10日～令和5年3月31日

【造成】 花崗土による盛土最大H=1.03m、切土なし、  
コンクリート擁壁 H=1.05m～1.75m

【排水】 雨水：集水桝を設置し南側水路及び東側側溝へ放流、 汚水：南側町道内下水道本管へ接続

【他法令許可】 開発許可協議中、県道工事承認協議中

【水利】

【隣接同意】

議案第2号-2

地図・図面：

申請地：

地種： 第3種農地（用途地域：第二種低層住居専用地域）

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅平屋建 1 棟 123.38 m<sup>2</sup>

申請事由： 分家住宅

説明：【理由】 譲受人は借家で妻と子 2 人の 4 人で同居していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことから、分家住宅を計画しました。申請地は、妻の祖母である譲渡人の所有する宅地に隣接する農地であり、妻の実家にも近い  
ため将来的な親の面倒や、子どもの世話のお願いするにも便利であるため選定したものです。

【資金】 土地代 0 万円 造成費 0 万円、建築費 2,700 万円  
自己資金 0 万円、借入金 2,700 万円

【期間】 令和 4 年 7 月 15 日（許可後）～令和 5 年 3 月 31 日

【造成】 盛土・切土 なし、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：自然浸透及び東側水路へ放流、 汚水：東側下水道へ接続

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-3

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： その他の業務用地

施設の概要： 露天駐車場

申請事由： 貸駐車場

説明：【理由】 申請人は併用地にある法人であるの代表取締役であり、当法人は電子部品や工作機械等の設計、製造及び販売を行っている。この度、法人の事業拡大・従業員の増加に伴い不足している従業員駐車場を整備し、自身が代表を務める法人に貸すことを計画しました。

法人の事務所の近くで候補地を検討していた譲受人と、休耕しており農地の管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致し申請に至ったものです。

【資金】 土地代 150 万円 造成費 150 万円、建築費 0 万円  
自己資金 0 万円、借入金 300 万円

【期間】 令和 4 年 7 月 1 日（許可後）～令和 4 年 7 月 31 日

【造成】 花崗土による盛土 H=0.20 m<sup>2</sup>、切土 なし  
境界コンクリート H=0.30m

【排水】 雨水：ため柵を設置し、南側排水路へ放流 汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

議案第 2 号-4

地図・図面：

申請地：

地 種： 第 2 種農地

併用地：

譲渡人：

譲受人：

用途： その他の業務用地

施設の概要： 車両消毒装置

申請事由： 貸車両消毒場

説明：【理由】 申請人は、に主たる事務所を置き、養鶏業を営む法人です。

申請人所有の併用地にてが養鶏場を新設することになったため、養鶏場への進入時の車両消毒場を整備し、養鶏場を経営する事業者へ貸すことを計画しました。

申請人は養鶏場予定地に隣接する土地を探していたところ、所有者が遠方に住むために休耕地になり管理に苦慮していた譲渡人との間で意向が合致し、申請に及んだものです。

【資金】 土地代 25 万円 造成費 65 万円、建築費 50 万円

自己資金 140 万円、借入金 0 万円

【期間】 令和 4 年 7 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日

【造成】 切土 H=0.20m、良質花崗土による埋戻し、コンクリート擁壁 なし

【排水】 雨水：南側県道側溝へ自然流下 汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】

【隣接同意】 該当なし

以上、4 件についてご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 3 号について事務局より説明を願います。

事務局

議案第 3 号現況証明について、説明します。今月は 1 件です。



議案第 3 号-1

地図・写真： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

現況地目： 山林原野

利用状況： 山林

申請人： [REDACTED]

申請理由： 申請地は、平成 10 年頃から耕作されておらず、休耕中に周辺の山林から雑木が入り込み、20 年以上経過したことにより森林の様相を呈しています。

非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 3 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 4 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい。P.4~P.9 をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 11 件 合計 22,801 m<sup>2</sup>

内訳

新規契約： 1~3 番 3 件 5,321 m<sup>2</sup>

更新契約： 4~11 番 8 件 17,480 m<sup>2</sup>

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 4 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 5 号についてです。なお、案件第 4 号に川西委員に関係する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、まず川西委員に関係する案件について事務局より説明を願います。

事務局

はい。第 4 号案件について、説明します。

P.11 をご覧ください。

所在： [REDACTED]

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 77,284 m<sup>2</sup>

利用目的： 水稲・麦

賃料： 年間10a当り5,000円

期間： R4.6.1～R10.5.31 (6年間)

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第4号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第5号の、案件第4号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。川西委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.10～P.21をご覧ください。

契約件数： 22件 合計 56,728 m<sup>2</sup>

新規契約： 2番・3番、5番～7番、16番、22番・23番 8件 15,346 m<sup>2</sup>

更新契約： 1番、8番～15番、17番～21番 14件 41,382 m<sup>2</sup>

変更契約： なし

貸付先としましては、1番を [ ] へ、2番を [ ] へ、3番を [ ] へ、5番を [ ]

[ ] へ、6番・7番を [ ] へ、8番～21番を [ ]

[ ] へ、22番・23番を [ ] へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第5号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 6 号について事務局より説明を願います。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。

今月は、更新 2 件と新規 1 件の申請がありました。

議案第 6 号-1 (更新)

予定認定番号： 29-1-再 1 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生 (設立) 年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8 目標) キュウリ、ナバナ、水稲、タマネギ

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明：キュウリ・ナバナに関して知識技術の向上を図り、病気対策・土壌管理を実施することで増収につなげる計画となっています。

議案第 6 号-2 (更新)

予定認定番号： 19-1-再 3 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生 (設立) 年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8 目標) 水稲、アスパラガス

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明：アスパラガスの立茎管理の方法を変え、太物の茎を残すことで 30 cm アスパラガスの出荷を目指し、所得向上につなげる計画となっています。

議案第 6 号-3 (新規)

予定認定番号： R4-1 号

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生 (設立) 年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R8 目標) 水稲、麦、アスパラガス

目標所得： 370 万円

年間労働時間： 2,000 時間

説明：令和 4 年 3 月まで認定新規就農者であり、主な作目はアスパラガスです。現状所得はおよそ 10 万円で目標所得との開きがありますが、経営を圧迫しているハウス等の減価償却費が令和 8 年には償却し終えることになっており、新たに水稲、麦の所得も見込める計画となっています。これらを加味することで目標所得である 370 万円に届く計画となっています。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

議案第 6 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第 7 号について、事務局より説明を願います。

事務局

それでは、議案第 7 号「令和 3 年度の点検・評価及び令和 3 年度の目標の設定について」説明します。この内容については、農業委員会法により公表することとなっています。

令和 3 年 4 月 1 日現在の農業の概要としまして、耕地面積 2,031ha、経営耕地面積は 1,441ha、遊休農地面積は、47ha となっております。この耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入しております。

また、総農家数 1940 戸。これは、農業センサスに基づく数字です。農業就業者数 1,809 人、内 887 人が女性となっており 40 歳以下は 157 人となっています。

次のページをご覧ください。担い手への集積については、担い手自体の高齢化や後継者問題などで規模拡大がなかなか進まない状態となっております。そのため、集積率は 26.2%にとどまっています。また、令和 3 年度の集積目標 570.0 ha に対し 564.8 ha の実績達成率は 99.1%。

つづいて、令和 3 年度の新規参入について、目標 2 経営体に対し、参入実績が 3 経営体。達成状況は 150%となっております。

今後の目標としましては、継続して相談会や綾川町の広報誌などで周知して行きたいと思っています。

次のページをご覧ください。遊休農地について、管内の農地面積は、2,078 ha の内、遊休農地は 47 ha で割合としては 2.3%です。

令和 3 年度目標の遊休農地の解消目標面積は 4.0 ha で、解消実績は-5.0ha。達成状況としましては、-125.0%となっております。実際には解消面積もありましたが、新たに発生した面積が上回ったため、このような結果になっています。

違反転用の対応としましては、0.6ha に対し 0.1ha の解消となっております。

普段からの調査に合わせて、農地利用状況調査の際にも調査をお願いします。

続いて 1-6 ページをご覧ください。農地法等に関する事務の状況ですが、農地法 3 条に基づく許可事務の 1 年間の処理件数は 38 件。転用に関する事務、4 条・5 条関係ですが、78 件となっております。

農地所有適格法人からの報告書の提出は、20 法人に対し 20 法人となっております。

4. 情報の提供としましては、広報誌などの掲載やホームページにより公表しております。

続きまして、2-1 ページ令和 4 年度の最適化活動の目標の設定等についてです。

令和 4 年度より様式が変更となっておりますのでご注意ください。令和 3 年 4 月 1 日現在の概要は、総農家数 1,670 戸、基幹的農業従事者数 1,073 人、認定兼業者数は 87 経営体となっております。農家数及び農業従事者数については農林業センサスに基づく数値です。

続いて最適化活動の成果目標です。

(1) 農地の集積については、集積率令和 4 年 3 月現在 28.1%となっており、担い手自体の高齢化や後継者問題などが課題となっております。続いてその目標ですが、香川県では集積率を令和 8 年度

に67%にすることを掲げていることから、その目標を綾川町にも当てはめて示しております。5年間で集積率を67%へもっていくために、現状との差を5年間で案分して今年度の目標は今年度末の集積率の目標は35.9%、新規集積の面積にして157haとなります。各目標については地区ごとに設定することが示されていますので、地区ごとの目標については別途お手元にお配りしています。

(2) 遊休農地の解消ですが、管内の農地面積2,010haに対し1号遊休農地面積52ha、うち緑区分の遊休農地面積が28ha(トラクター等の耕耘で利用可能)、黄区分の遊休農地面積が24ha(トラクターと重機の併用で利用可能、人の背丈以上の雑木あり)です。令和4年度の目標は、緑区分の遊休農地の解消については現状28haに対して解消目標面積をその5分の1である6haとしています。これはR8年度に緑区分の遊休農地を解消することが示されているためです。

黄区分の遊休農地については現状24haですので、補助制度の周知や地域での基盤整備事業の活用等も含めて検討を行っていき解消に向けて取り組んでいきます。

新規発生遊休農地の解消についてですが、今年度の解消目標として4haとさせていただきました。

(3) 新規参入の促進ですが、令和3年度には3経営体の新規参入者がありました。3経営体ともイチゴでの新規参入であったため面積は0.3haにとどまっていますが、今後、農地の集積を進めるに当たってまとまって借りられる農地の情報は必要不可欠です。

そのため、②の目標では新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(借りたい人がいたら貸しますと承諾を得た農地)を10.9ha(1人当たり0.28ha)とします。

続いて、最適化活動の活動目標です。

まず1人当たりの活動日数は8日/月とします。これは1日8時間活動をするという訳ではなく、何分でも活動した日は活動日として集計し、活動記録をつけます。

(2)の活動強化月間ですが8月、11月、3月の3回設定します。8月には農地パトロールが行われる予定ですので、その活動と併せて耕作者の意向把握や農地機構への流動化を推進するよう設定しました。11月、3月については、次の(3)新規参入相談会への参加目標にも関係することですが、新規就農者相談会を実施しますので、就農希望地区の農業委員等に参加をお願いするように設定しました。

2-2、2-3ページで定めた目標ですが、毎年度ごとに評価しその結果を個人情報を除いた上で公表することになっています。非常に厳しい目標となっておりますが、達成に向けて最大限の取り組みをしていただければと考えます。

以上審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第7号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号、農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は3件です。

報告1-1

賃貸人： [REDACTED]  
賃借人： [REDACTED]  
申請地： [REDACTED]  
解約日：令和4年5月2日  
説明：当初賃借人であった兄 [REDACTED] の死亡に伴う、労力不足による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人： [REDACTED]  
賃借人： [REDACTED]  
転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構  
申請地： [REDACTED]  
解約日：令和4年4月30日  
説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人： [REDACTED]  
賃借人： [REDACTED]  
転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構  
申請地： [REDACTED]  
解約日：令和4年5月6日  
説明：耕作目的による利用権の解約で、離作補償はありません。  
以上です。よろしくお願いいたします。

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第5号議案の案件第4号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第2回定例農業委員会を閉会いたします。

午前10時10分

閉会